

方及申(通)報候也

列記

遊覽 書

今般内外編物様々会社社経業員ノ紛議ニ関シテ蒲田警察署長ノ斡旋ニ依リ左記  
 条件ヲ以テ円満解決候ニ付テハ覺書參照ヲ作製シ常平亦並調停者ニ於テ各志願  
 宛テ保持スルモノトス

記

- 一 解雇者名 参日開ツ出勤停止者名トス
- 二 調面シテ安否ナラサルモノノ賃金ハ之ヲ値上げス
- 三 退職手當ハ内務省社会局ノ章安發表次第之ヲ基礎トシテ成ル可ク早ク制定ス
- 四 賞分ハ従来通り年ニ回シ之ヲ給付ス
- 五 皆勤賞分ハ毎月五拾錢也トシ昭和九年一月末ノ決算ニ於テ配當年六分以上ノ  
 決定シタル時々毎月返付也トス
- 六 残業ヲ必要トスル部ハ或ルバヶ月ニ回シ日曜日ヲ除ク以外ノ日曜日又ハ祭日  
 残業ス但シ作業ノ性質上残業ノ必要アル部ハ此ノ限リ非ズ
- 七 残業及日曜出勤ニ就イテハ現行通りトス
- 八 昇給ニ関シテハ非常務者木工務主任ニ一任ス
- 九 歩合制度ハ實行可能ナル工程ニ之レヲ施行ス
- 十 撤回 但シ操ハ各自ノ自由タルコト
- 十一 従業員ノ健康診断ノ希望者ニ限リ毎月一回之レヲ施行ス
- 十二 従業員ノ勤限リ一月ニ連續參日間ノ生理欠勤アルルモ皆勤賞分ニ於テハ  
 欠勤ニ加算セズ